

【企業等】平成 29 年度委託研究契約事務処理説明書(事業共通事項)

頁	誤	正
8 ページ	<p>※上述の繰越対象に該当する場合は、事前申請なく 10 万円 <u>未滿</u>の直接経費の執行残額の繰越が認められますが、10 万円 <u>以上の</u>執行残額が発生する場合に <u>10 万円以上の残額に係る</u>返還連絡書による事前連絡がなければ翌事業年度の委託研究費の精算時に執行残額全額の返還を求めるとしますので留意してください。</p>	<p>※上述の繰越対象に該当する場合は、事前申請なく 10 万円 <u>以下</u>の直接経費の執行残額の繰越が認められますが、10 万円 <u>を超える</u>執行残額が発生する場合に返還連絡書による事前連絡がなければ翌事業年度の委託研究費の精算時に執行残額全額の返還を求めるとしますので留意してください。</p>
8 ページ	<p>【具体例：29 万円の直接経費執行残額が発生する見込みで、この内 10 万円 <u>未滿</u>にあたる 9 万円を繰越したい場合】</p>	<p>【具体例：29 万円の直接経費執行残額が発生する見込みで、この内 10 万円 <u>以下</u>にあたる 9 万円を繰越したい場合】</p>